

社会保険ひろしま

第914号

- 【ご案内】 CDによる被保険者データの提供は令和7年3月末で終了するため、被保険者データの受け取りは「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用ください
- 【ご案内】 協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ
令和6年12月2日以降は健康保険証が発行されなくなります
- 【お願い】 短時間労働者の適用拡大 <資格取得届の提出のお願い>
- 【ご案内】 賞与支払届の手続きには、「電子申請」をご利用ください！
- 【ご案内】 令和6年度「ねんきん月間」「年金の日」の取り組み
- マイナンバーカードと健康保険証の一体化について
- 令和6年度被扶養者資格再確認のご協力のお願い
- 令和6年度健康づくり優良事業所に2,422社が認定されました！
- 10月は「乳がん月間」です！



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和6年8月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		61,278	60,330
船舶所有者数		246	324
被保険者数	男性	510,363人	380,882人
	女性	347,199人	266,535人
	船員	2,983人	3,275人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

CDによる被保険者データの提供は令和7年3月末で終了するため、被保険者データの受け取りは「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用ください

被保険者データ※を収録したCDの提供は、郵便事故による個人情報の漏えい防止や環境負荷の軽減を図る観点から、令和7年3月末をもって終了します。

※被保険者データとは、社会保険に加入している従業員の方などの情報です。日本年金機構がホームページ上で無料で提供している「届書作成プログラム」で簡単に届書を作成する等に活用することができます。

日本年金機構では、被保険者データや毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れる「オンライン事業所年金情報サービス」を提供しています。被保険者データの受け取りは、本サービスをご利用いただきますよう、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

<オンライン事業所年金情報サービスとは>

事業主の方が、被保険者データ等の電子データをe-Govのマイページで受け取れるサービスです。

現在はGビズIDをお持ちの事業主の方のみ利用可能ですが、令和7年1月から電子証明書をお持ちの事業主の方や、社会保険事務を受託している社会保険労務士の方も利用可能とする予定です。

ご利用方法等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

オンライン事業所年金情報サービス 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

**ご案内**

協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ
令和6年12月2日以降は健康保険証が発行されなくなります

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。

※現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。ただし、令和7年12月1日より前に、退職等により健康保険の資格を喪失した場合は、その時までとなります。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

<資格確認書の手続き>

・令和6年12月2日以降、新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書の発行を必要とする場合は、「被保険者資格取得届」または「被扶養者（異動）届」提出時に資格確認書の発行が必要である旨を記載することで、協会けんぽから資格確認書が発行されます。

※上記届書に新たに「資格確認書発行要否」欄を追加します。新様式や届出の詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

・すでに被保険者、被扶養者である方が資格確認書の発行を必要とする場合は協会けんぽに直接申請してください。

お願い

短時間労働者の適用拡大＜資格取得届の提出のお願い＞

令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大にともない、適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数が50人を超える月が直近12カ月のうち6カ月以上である場合は、日本年金機構において当該適用事業所を特定適用事業所に該当したものとして取り扱い、「特定適用事業所該当通知書」を送付しています。

「特定適用事業所該当通知書」が送付された事業所は、加入対象となる短時間労働者がいる場合「被保険者資格取得届」をご提出ください。なお、短時間労働者の「被保険者資格取得届」を提出する際は、届書備考欄の「3.短時間労働者の取得（特定適用事業所等）」を忘れずにチェックしてください。

また、届出には電子申請をぜひご利用ください。

ご案内

賞与支払届の手続きには、「電子申請」をご利用ください！

電子申請の利用準備を今からすることで、冬の賞与支払届の提出に十分間に合います。まだ電子申請を利用していない事業主様は、この機会に電子申請をぜひご利用ください。ご利用方法は、同封のリーフレットまたは日本年金機構のホームページをご覧ください。

メリットがたくさんあります

紙の届出と比べ、処理が速く、通知がすぐに届きました

届書を印刷する手間がなくなりました



届出のための移動時間や交通費、郵送費を削減できました

操作が難しいイメージがありましたが、実際使ってみると簡単でした

電子申請の詳細はホームページからご覧ください。

日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



ご案内

令和6年度「ねんきん月間」「年金の日」の取り組み

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

「ねんきん月間」の期間中は、全国各地の様々な場所で、年金制度説明会を実施しています。従業員の方々やそのご家族を対象に、公的年金に関する手続きや制度改正等の情報をわかりやすくお伝えします。各事業所の社会保険事務担当者の皆さまは、本説明会のご利用をぜひご検討いただき、お近くの年金事務所にお申し込みください。なお、説明会は、オンライン形式でも実施しています。

その他、ねんきん月間の主な取り組み内容は以下のとおりです。

- 出張年金相談、年金セミナー
- 日本年金機構公式X（旧Twitter）を活用した年金制度に関するミニ講座の発信
- 職場と年金事務所を結ぶパイプ役として活躍されている年金委員の皆さまへの研修 など

また、11月30日は、国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や公的年金の受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的に「年金の日」としています。この機会にぜひ「ねんきんネット」をご利用ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

2024年
10月

協会けんぽ

広島支部からののお知らせ

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします



マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

令和6年12月2日以降はマイナ保険証※による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。様々なメリットがある「マイナ保険証」をぜひご利用ください。※健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード



名称・形状	取得方法	使用目的	使用方法	特徴など
マイナ保険証 マイナンバーカード	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	<ul style="list-style-type: none"> ●就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要になります。 ●薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、よりよい医療が受けられます。 ●「限度額適用認定証」「高齢受給者証」が不要です。
資格情報のお知らせ 紙製カード型	【新規加入者(R6.12.2以降)】 資格取得時に自動交付 【既加入者】 R6.9またはR7.1～R7.2に 事業主様経由で送付	カードリーダーが使えない場合に医療機関等を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示	マイナンバーカードには健康保険証の記号・番号等の記載がないため、健康保険証廃止後の給付金の申請等にもご活用いただけます。
資格確認書 プラスチック型	<ul style="list-style-type: none"> ●資格取得時等に申請 ●マイナ保険証をお持ちでない方等に職権で発行 	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示	<ul style="list-style-type: none"> ●有効期間あり（最長5年）。 ●「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の提示が必要です。

新制度の解説動画はこちら

マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書等の解説動画をご覧ください。



協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルをご利用ください。

「マイナ保険証」や「資格情報のお知らせ」に関するご質問等は、協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルをご利用ください。

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）をお願いします。

22か国語対応 ☎0570-015-369 (ナビダイヤル)

平日 8時30分～17時15分（土日祝日年末年始を除く）

令和6年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に被扶養者資格の再確認を実施しています。

今年度は、令和6年10月上旬から下旬にかけて事業主様へ順次送付します。被扶養者の方の現況確認だけでなく皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

1

被扶養者状況リストが届いたら、「被扶養者状況リスト」中の対象者の扶養状況を被保険者に確認する。

2

確認した結果を「被扶養者状況リスト」等に記入し、同封の返信用封筒に入れて提出する。

提出期限

令和6年
11月29日 (金)

※下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いします。

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類



令和5年度の実績

✓ 扶養解除者数 約7.1万人

✓ 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約10億円

令和6年度 健康づくり優良事業所に2,422社が認定されました!

「ひろしま企業健康宣言」エントリー事業所様を対象に、令和5年度の健康づくりの取組を確認させていただいた結果、令和6年度「ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所」として**2,422社**を認定しました。

認定事業所の
一覧はこちら

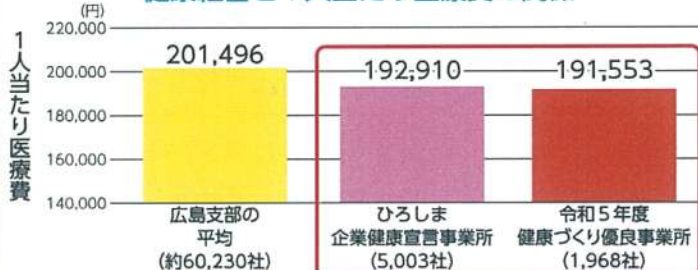


令和6年度 健康づくり優良事業所 認定状況

認定状況 (★の数)	認定事業所数
★★★★★ (ゴールド)	923社
★★★★ (シルバー)	941社
★★★ (ブロンズ)	558社
合計	2,422社

※令和6年8月21日時点

健康経営と1人当たり医療費の関係



健康経営の取組が従業員の皆様の健康につながるとうかがえます。

11月25日(月)に「健康経営セミナー」を開催します!

詳細は
こちらから



「基調講演」と県内2社様の「取組事例の紹介」を予定しています。

「健康経営の進め方に悩んでいる」、「さらにステップアップしたい」という経営者様・ご担当者様は必見です。ぜひご覧ください!

10月は「乳がん月間」です!

乳がんは日本人女性にかかる“がん”の中でも最も多いとされています。早期に発見するために、乳がん検診を受診しましょう。

被保険者(ご本人)様の場合

協会けんぽでは、40歳以上の偶数年齢の女性を対象とした【乳がん検診】の費用補助を行っています。
【乳がん検診】は生活習慣病予防健診の一般健診とセットで受診できます。

対象 生活習慣病予防健診の一般健診を受診する
40～74歳の偶数年齢の女性の方

検査内容 問診・視診・触診・乳房X線検査(マンモグラフィ)
※視診・触診は医師の判断により実施されます。

自己負担額 50歳以上の方 最高1,013円 40～48歳の方 最高1,574円
※ご年齢により検査の撮影方法が異なるため、負担額が異なります。

2年に一度は
乳がん検診を
受けましょう!



被扶養者(ご家族)様の場合

がん検診については、健康増進法等に基づいて、各市町村で実施されています。
詳細については、お住いの市区町村のホームページや広報物にてご確認ください。

協会けんぽ広島支部からのお知らせ (2024年10月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)

平日のみ 8:30~17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS

協会けんぽ広島支部 公式LINEを開設しました!

健康づくりに関する情報や健康保険制度などをお届けする協会けんぽ広島支部公式アカウントを開設しました。

11月から月2回配信する予定です。

ぜひお友だち登録を
よろしくお願いします!

お友だち登録など
詳細はこちら

